

平成 27 年 10 月 6 日

生徒及び保護者の皆様へ

神奈川県立上溝高等学校長

マイナンバー制度（社会保障・税番号）に関するお知らせ

日ごろから、本県の教育行政及び本校の学校運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、文部科学省からマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知について依頼がありましたので、お知らせいたします。

マイナンバー制度の概要は別紙のとおりですが、文部科学省にマイナンバー特設ページ（<http://melmaga.mext.go.jp/c/8xW00sV00116>）が開設されておりますので、併せて確認をお願いします。

<ご注意いただきたいこと>

- 1 平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての住民（児童・生徒一人一人にも）にマイナンバーの「通知カード」が簡易書留により郵送されます。
「通知カード」は大切な書類ですので、受領後は失くさないように保管してください。
- 2 マイナンバーは一生使うものです。
マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、大切にしてください。
※法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできませんので、安易に友達などに教えることがないようにしてください。
- 3 事情により住民票の住所ではなく、居所に送付することも申請によって可能となっています。ただし、申請期間は 9 月 25 日（金）必着となっておりますが、「申請期限を過ぎた場合でも住民票のある市区町村にご相談ください」とあります。必要に応じて問い合わせてください。

問い合わせ先
副校長 新津
教 頭 樋口
電話 (042)762 - 0377(直通)